木造住宅の耐震診断・耐震改修等の費用の一部を補助

南海トラフ地震に備えて、住宅の耐震診断を行い、耐震改修工事等をしておきましょう。
今治市では、木造住宅の耐震化のために補助制度を設けています。

■申込期限：令和９年１月２９日（金）

■対象者：対象となる住宅の所有者（世帯全員に市税の滞納のない方）

《耐震診断》

詳細はこちら☞

住宅の耐震性を診断する費用を補助します。（先着順で予算の範囲内）
「1.耐震診断技術者派遣制度」と「2.耐震診断補助制度」の２種類あります。

対　象　建　物	①昭和 56 年５月 31 日以前に着工された一戸建ての木造住宅（枠組壁工法・丸太組工法・大臣等の特別な認定を得た工法のものは対象外） ②地上階数が２階以下で、延べ面積が 500 ㎡以下のもの ③次の用途の住宅が該当します ・専用住宅（共同住宅および長屋住宅は対象外） ・併用住宅（延べ面積の過半の部分が住宅の用途に供されているもの）
1.耐震診断技術者派遣	「愛媛県建築士会木造住宅耐震診断技術者派遣名簿」に登載された耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行います。 〈自己負担額〉０円 ※申請(相談)時には、**令和８年度固定資産税納税通知書**をお持ちください。 ※第三者機関で診断内容の評価を希望する場合、手数料は自己負担となります。
2.耐震診断補助	「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所を申請者が選定し行う耐震診断費用の補助を行います。 〈補助金額〉 補助対象経費（税抜）の３分の２以内で、限度額５万円

※耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満である場合は、「耐震改修設計」「耐震改修工事等」の補助を受けられます。

《耐震改修設計》※まずは耐震診断を受けてください。

詳細はこちら☞

耐震改修設計に補助をします。（先着順で予算の範囲内）

耐震改修設計補助	改修後の上部構造評点が1.0以上となる耐震改修設計費に補助します。 〈交付要件〉 ①評価委員会等にて耐震改修計画の評価を受けたもの ②「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた事業者が実施する耐震改修設計であること 〈補助金額〉 ・耐震改修設計費：補助対象経費（税抜）の3分の2以内で、限度額20万円

《耐震改修工事等》 ※まずは耐震診断を受けてください。

詳細はこちら☞

「１．耐震改修工事費」、または「2．耐震シェルター設置工事費」の補助をします。（先着順で予算の範囲内）

対　象　建　物	改修後の上部構造評点が1.0以上となる耐震改修工事費に補助します。 ①評価委員会等にて耐震改修計画の評価を受けたもの ②耐震改修工事監理がされるもの ③リフォーム瑕疵保険に加入されたもの ④耐震改修工事を実施するもの ⑤「愛媛県木造住宅耐震改修登録事業者」の登録を受けた事業者が実施する耐震改修工事であること
1-①.耐震改修工事補助	〈補助金額〉 耐震改修工事費：補助対象経費（税抜）の5分の4以内で、限度額１１５万円
1-②.瓦屋根の耐風改修工事補助（加算）	耐震改修と一体として行う場合に補助加算を行います。瓦屋根の脱落防止を目的として、基準に適合しない瓦屋根の耐風改修工事費について補助します。 〈補助加算額〉 補助対象経費（税抜）の100分の23以内で、限度額55万２千円
1-③.道路倒壊住宅割増（加算）	避難路等の道路に倒壊するおそれがある住宅の耐震改修工事に、補助を加算します。 〈補助加算額〉 1-①、1-②の耐震改修工事について、補助金額を超える補助対象経費に対し限度額３５万円
2.耐震シェルター設置工事補助	耐震シェルター設置工事費に補助します。 〈交付要件〉 公的機関により安全性の評価を受けたもの、構造計算により安全性が確かめられたもの又はその他知事が認めるものを設置するもの 〈補助金額〉 補助対象経費（税抜）以内で、限度額 40 万円

※「耐震診断技術者派遣制度」については、スマートフォン等でオンラインでも申請いただけます。

申請はこちらから行えます☞

※耐震改修設計、耐震改修工事等の補助には代理受領制度を設けています。

「代理受領制度」とは、耐震改修設計や耐震改修工事等にかかった費用から補助金額を差し引いた額を業者に支払い、補助金は市から業者に直接支払う制度です。

申込・問合先　今治市役所 **建 築 課**：〒794-8511　今治市別宮町一丁目４番地１（本庁 10 階）
電話：（0898）36-1566　　FAX：（0898）25-2015【FAX での申込は不可】

令和８年度版